

## 横浜商工会議所ホームページバナー広告募集要項

横浜商工会議所では、地域内外の事業者間の取引推進や販路拡大の促進及び市内産業の活性化を図るため、会議所ホームページにバナー広告枠を設けています。

### 1. 掲載場所

横浜商工会議所ホームページトップ下部

### 2. 募集枠数

**8枠**

### 3. 広告掲載料(1枠、税込)

月額:33,000円 (1年間の申し込みの場合:396,000円のところ330,000円)

※一事業所あたり2枠まで

### 4. アクセス件数

月間平均約34,120件(令和6年度)

※このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。

### 5. 広告の規格(横浜商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱第4条)

○サイズ 横300ピクセル×縦100ピクセル

○画像データ形式 JPG/PNG/WebP

○200KB以下

※広告(画像)は各自で作成して下さい。

※広告(画像)作成にあたっては、WEB ページ広告表現ガイドラインを遵守して下さい。

※広告(画像)サイズは厳守して下さい。規格外の場合、掲載できないことがあります。

※広告内容やデザインについては、修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

### 6. 掲載期間

令和8年4月1日から1ヶ月を単位とし、最大1年間(掲載終了時期:令和9年3月31日)

※広告切替日が休日にあたる場合は日数が増減することがあります。詳しくは掲載日程をご覧ください。

### 7. 広告内容制限(横浜商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱第3条)

#### ■掲載できない広告■

次の例のような広告は掲載できません。

(1)会議所ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

(3)政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの

- (4) 青少年の健全育成に反するもの
  - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと横浜商工会議所が認めるもの
- ※さらに、具体的な掲出広告(案)は、横浜商工会議所で審査後、修正していただく場合があります。

## 8. 申込方法

当ホームページに掲載されている所定の申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて横浜商工会議所経済政策部広報課へメールにてご提出ください。

### 【添付書類】

#### ○申込書

※「ホームページ(トップページ)の URL」を、メール本文にご記載ください。

申し込みにあたっては、下記をご確認ください

- ◆横浜商工会議所ホームページバナー広告掲載取扱要綱
- ◆横浜商工会議所ホームページバナー広告掲載基準
- ◆WEB ページバナー広告表現ガイドライン

## 9. 掲載までの流れ

- (1) 上記申込書を経済政策部広報課へメールにてご提出ください。  
締切は、掲載希望月の前月10日です。
- (2) 【申し込み締切後、1週間以内】当所から掲載(又は否掲載)決定通知書をお送りします。
- (3) 【掲載決定通知書を受け取ったら】同封されている承諾書に記名押印し、当所に提出します。
- (4) バナー画像を作成し、掲載一週間前までに入稿します。
- (5) 掲載決定通知書に記載している納入日までに広告掲載料を入金します。(一括前納)
- (6) 掲載開始日になったら、広告が掲載されたことを確認します。

### お問い合わせ

横浜商工会議所 経済政策部 広報課

電話:045-671-7473 FAX:045-671-1013

Eメール:koho@yokohama-cci.or.jp